

## 一般会計等 注記

## 1 重要な会計方針

## (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ① 有形固定資産                         | 取得原価  |
| ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。 |       |
| ・取得原価が判明しているもの                   | 取得原価  |
| ・取得原価が不明なもの                      | 再調達原価 |
| ② 無形固定資産                         | 取得原価  |
| ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。 |       |
| ・取得原価が判明しているもの                   | 取得原価  |
| ・取得原価が不明なもの                      | 再調達原価 |

## (2) 有形固定資産等の減価償却の方法

- |   |                |
|---|----------------|
| ① 有形固定資産(リース資産を除く)  | 定額法            |
| 主な耐用年数は以下のとおりです。  |                |
| ・建物   | 31～50年         |
| ・工作物  | 8～45年          |
| ・物品   | 3～17年          |
| ② 無形固定資産(リース資産を除く)  | 定額法            |
| ・ソフトウェア   | 5年(見込利用期間に基づく) |
| ③ リース資産   |                |
| ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。) |                |
| …自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法   |                |

## (3) 引当金の計上基準及び算定方法

- |  |  |
|--|--|
| ① 退職手当引当金  |  |
| 期末に自己都合により退職した場合に必要な支給額を計上しています。   |  |
| ② 賞与等引当金   |  |
| 翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。 |  |

## (4) リース取引の処理方法

- |   |  |
|---|--|
| ① ファイナンス・リース取引  |  |
| ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。) |  |
| 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。  |  |
| イ 上記以外のファイナンス・リース取引   |  |
| 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。   |  |
| ② オペレーティング・リース取引  |  |
| 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。   |  |

## (5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

## (6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

## ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品及びソフトウェアについては、取得価額又は見積価格が 500 千円以上の場合に資産として計上しています。

## ② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税基本通達第7章第8節によっています。

## ③ 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

## 2 追加情報

## (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

## ① 一般会計等財務書類の対象範囲

・一般会計

## ② 一般会計等と普通会計の対象範囲の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲は一致しております。

## ③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

## ④ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

## ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当する事項はありません。

## ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

該当する事項はありません。

## (2) 貸借対照表に係る事項

## ① 売却可能資産は該当ありません。

② 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
22,990 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支(プライマリー・バランス) 128,313 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	1,575,247千円	1,572,077千円
繰越金に伴う差額	20,308千円	—
資金収支計算書	1,595,554千円	1,572,077千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書では、「繰越金」を収入としていますが、資金収支計算書では収入に含めていないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	274,303 千円
減価償却費	△119,719 千円
賞与等引当金増減額	△2,846 千円
退職手当引当金増減額	96,183 千円
その他の負債の増減	△8,924 千円
投資その他の資産(その他)増減額	112,320 千円
純資産変動計算書の本年度差額	351,317 千円

④ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は該当ありません。